

各就労系障害福祉サービス事業者 様

岐阜県健康福祉部障害福祉課長

就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業の実施について

標記につきまして、新型コロナウイルス感染症の国内感染拡大防止対策に伴い、厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課より通知がありましたので、当該補助事業の交付を希望する場合は、下記により、令和2年3月12日（木）12時までに提出いただきますようお願いいたします。

記

1 事業内容等

(1) 目的

就労移行支援、就労継続支援における障害者（利用者）の在宅就労（在宅における就労に向けた訓練含む。以下同じ。）を推進するために、事業所におけるテレワークのシステム導入経費等を支援することを目的とします。

(2) 対象者

就労移行支援事業者、就労継続支援A型事業者、就労継続支援B型事業者

(3) 事業内容

就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入支援事業実施要綱のとおり

対象期間：令和2年3月10日（火）～令和2年3月31日（火）

2 提出書類及び提出期限

令和2年3月12日（木）12時までに、「別紙 就労系障害福祉サービスにおける在宅就労導入計画書」を電子媒体にて提出先メールアドレスに送付してください。

○提出先メールアドレス：c11226@pref.gifu.lg.jp

※事業を実施しない場合は回答不要です。

※交付を希望するが上記提出期限に間に合わない場合は、下記担当まで相談してください。

連絡先	岐阜県健康福祉部障害福祉課社会参加推進係		
係長	丸山	担当	横関
電話番号	058-272-8309(直通)		
FAX番号	058-278-2643		
E-mail	<a href="mailto:c11226@pref.gifu.lg.jp">c11226@pref.gifu.lg.jp</a>		